

令和2年 第2回臨時会

# 大雪消防組合議会会議録

令和2年6月12日 開会

大雪消防組合議会

令和2年第2回大雪消防組合議会臨時会会議録

議 事 日 程

令和2年第2回大雪消防組合議会臨時会

令和2年6月12日午後2時00分開議

○議事日程

- |       |       |                               |
|-------|-------|-------------------------------|
| 日程第 1 |       | 会議録署名議員の指定について                |
| 日程第 2 |       | 会期の決定について                     |
| 日程第 3 |       | 諸般の報告                         |
| 日程第 4 | 議案第1号 | 令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について       |
| 日程第 5 | 議案第2号 | 財産の取得について                     |
| 日程第 6 | 議案第3号 | 財産の取得について                     |
| 日程第 7 | 議案第4号 | 財産の取得について                     |
| 日程第 8 | 議案第5号 | 財産の取得について                     |
| 日程第 9 | 議案第6号 | 財産の取得について                     |
| 日程第10 | 議案第7号 | 財産の取得について                     |
| 日程第11 | 報告第1号 | 令和元年度大雪消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について |

○出席議員（18名）

- |     |       |    |
|-----|-------|----|
| 1番  | 高橋昭典  | 議員 |
| 2番  | 鶴間松彦  | 議員 |
| 3番  | 安原芳博  | 議員 |
| 4番  | 森國孝芳  | 議員 |
| 5番  | 伊藤一乘  | 議員 |
| 6番  | 生出栄   | 議員 |
| 7番  | 八木幹男  | 議員 |
| 8番  | 大坪正明  | 議員 |
| 9番  | 中港勝   | 議員 |
| 10番 | 澤田なぎさ | 議員 |
| 11番 | 善光英治  | 議員 |
| 12番 | 中本諭   | 議員 |
| 13番 | 佐藤康則  | 議員 |

14番 谷口雅浩 議員  
15番 藤原幸子 議員  
16番 鉢呂悟 議員  
17番 久米啓一 議員  
議長 18番 佐藤晴観 議員

○出席説明員

管理者 角和浩幸 君  
副管理者 松岡市郎 君  
副管理者 山本進 君  
副管理者 村椿哲朗 君  
副管理者 村中一徳 君  
副管理者 前佛秀幸 君  
主 監 池田由行 君  
主 監 市川直樹 君  
主 監 鳥毛昭士 君  
主 監 遠藤憲彦 君  
主 監 植村勇 君  
主 監 石田光幸 君  
会計管理者 鈴木貴久 君  
消防長 東本浩昭 君  
警防課長 熊谷大輔 君  
美瑛消防署長 大庭徳正 君  
東消防署長 大石秀一 君  
当麻消防署長 横田誠慈 君  
比布消防署長 中田茂利 君  
愛別消防署長 菅原勝昭 君  
代表監査委員 高田紀子 君

○書記

事務局長 嶋田敦之 君  
課長補佐 林康規 君  
課長補佐 袋江肇 君  
主任 加藤雄司 君

午後2時00分 開会

---

### 議長挨拶

---

- 議長（佐藤晴観議員） 皆さんこんにちは。臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。緊急事態宣言が解けたとはいえ、まだまだ予断を許さない状況が続き、マスク着用で、なかなかやりづらいながらでも、そこにおつき合いいただきたいと考えております。そして全議員、そして理事者さんの皆様がお揃い中で、開会できますことを心からお礼申し上げます。そして美瑛町では、緊急事態宣言中は、傍聴席に傍聴の方を入れなくて、別室のモニターでの対応とさせてもらっていたわけですが、今回、久々に傍聴席に人が入っているというところがございます。議案が何点かありますので、今日もよろしく願いいたします。

---

### 開会及び開議宣言

---

- 議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和2年第2回大雪消防組合議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は18名で定足数に達しています。

---

### 管理者招集挨拶

---

- 議長（佐藤晴観議員） 角和管理者から本臨時会招集の挨拶があります。
- （管理者「はい」の声）

角和管理者。

- 管理者（角和浩幸君） 皆様こんにちは。令和2年第2回大雪消防組合議会臨時会の開催に当たり、議員の皆様には何かとご多忙の中、全員のご出席を賜りまして、開催できましたことに御礼を申し上げます。

また、日ごろから6町の消防行政の運営につきましてご指導、ご支援をいただいておりますことにも厚く御礼を申し上げます。

当組合においては、甚大な被害を伴う災害や事故等の発生はしておりませんが、全国的には依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られ、人々の生活様式に影響を与えているところであります。

当組合においては、感染者の救急搬送事例はありませんが、国からの感染防止対策マニュアルに基づいた活動に努めているところでございます。今後とも感染症防止対策や

災害対応時においては、近隣市町村をはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、地域住民の安心安全のために万全を期し、消防力の充実強化に努めてまいります。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

今回、臨時会を招集し、ご審議をお願いする案件は、議案7件、報告1件であります。

議案第1号は、令和2年度の一般会計補正予算についてであります。

議案第2号から議案第7号は、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び消防団員用防火衣整備に伴う財産の取得であります。

報告第1号は、令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

以上、議案7件、報告1件につきましてご提案を申し上げ、慎重なるご審議をいただきお認めいただきますよう、お願いを申し上げます。開会の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 日程の確認

---

○議長（佐藤晴観議員） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番「伊藤一乗議員」と13番「佐藤康則議員」を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、会期決定の件を議題とします。おはかりします。本臨時会の会期は、本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、これから諸般の報告を行います。議会からの報告は、別紙配布のとおりです。これで諸般の報告を終わります。

---

管理者行政報告

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） それでは行政報告を申し上げます。議員の皆様には、書面お手元に配付しておりますので、ご高覧のほどお願いを申し上げます。

4点について報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、永年の消防功労により、第34回危険業務従事者叙勲で、「元大雪消防組合消防監」の「田中陵一氏」が瑞宝双光章を受章されました。長年の消防功労が認められたものであり、お祝いを申し上げるところでございます。まことにめでとうございます。

2点目は、令和2年度の消防団訓練大会についてですが、6月下旬から7月上旬の期間で、それぞれの消防団で開催を予定しておりましたが、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、また団員の皆様及び各関係者の安全確保のため、開催を中止とすることとなりました。

3点目は、高規格救急自動車の寄贈についてですが、全国共済農業協同組合連合会北海道本部より、高規格救急自動車の車両本体の寄贈があり、美瑛消防署に配置されることとなりました。共済連の皆様方には感謝を申し上げます。ありがとうございました。

4点目は、本年1月から5月末日までの火災発生状況と救急活動状況であります。お手元に資料配付しております。後ほどご高覧をいただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

---

日程第4 議案第1号「令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について」

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第1号「令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、消防長」の声)

東本消防長。

○**消防長（東本浩昭君）** 議員の皆様におかれましては、日ごろより、消防行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは議案の方の説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議案第1号、令和2年度大雪消防組一般会計補正予算第1号について、提案理由の説明をいたします。議案書は1ページから6ページになります。1ページをお開きください。

今回の補正内容は、美瑛消防署のコンプライアンス事案に係る弁護士の報酬と、タンク車のエンジン故障による車両の修繕料、比布町において防火水槽が道営土地改良事業の支障物件となり、撤去が必要となったため、撤去に係る工事費の補正をお願いするものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたします。5ページをお開きください。

歳出、第3款消防費、第2項美瑛消防費、第1目日常備消防費、補正額は1,167,000円で、コンプライアンス事案に係る弁護士の報酬750,000円と、タンク車の修理に係る修繕料417,000円を追加するものです。第7項比布消防費、第3目消防施設費、補正額2,600,000円で、防火水槽撤去の工事費を追加するものです。

次に歳入についてご説明いたします。3ページにお戻りください。

歳入、第5款、第1項、第1目繰越金、3,767,000円の追加で、美瑛及び比布の前年度繰越金になります。2ページの第1表歳入歳出予算補正の説明は省略させていただきます。

以上、議案第1号、令和2年度大雪消防組一般会計補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○**議長（佐藤晴観議員）** これから、歳入歳出全款について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番、生出議員。

○**6番（生出 栄議員）** 6番生出です。5ページ、3款、2項、1目の750,000円の補正であります。議員協議会では説明を受けていますが、本会議では、同じ資料を配るのが当然だと思うのですが。ここになんの資料もなく、単なるコンプライアンスの関係

があつて、750,000 円の弁護士費用をのせたいというのは、ちょっと不思議でならないので、是非議員協議会で、私どものそのまま資料として是非いただきたいのですが。なぜ 750,000 円を出さなきゃならないのか。そのことを、もう少し説明が必要だと思いますが、なぜこういう質問するかというと、東神楽ではいろんな 3 町議会だとか、広域連合の関係でいくと、議員協議会で私たちは再度審議するんですよ。ここに来ているのは、代表という形で来ているわけですから、やはり、地元の町議会には全員にそれを説明しなきゃならない義務があるんです。ということで、本会議の中でどのような状況かもお知らせしなければならぬので、是非その点、再度ご説明をお願いしたい。以上。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。はい。休憩前に引き続き会議を再開します。

（「はい、議長」の声）

大庭署長。

○署長（大庭徳正君） 美瑛消防署の大庭です。よろしくお願いたします。今回の臨時会に提案させていただきました補正予算に係わる事項について説明させていただきます。

今回の美瑛消防費の報酬の追加につきましては、これより説明いたします職員の非違行為に伴うコンプライアンス委員会の委員として、弁護士を委嘱することに要する経費となります。なお、予算の計上額につきましては、時間制報酬の積算により算出した額となっております。

それでは、美瑛消防署職員の非違行為について説明させていただきます。先ほどお配りいたしました全員協議会資料 1 をご覧ください。

今回あった非違行為につきましては、美瑛消防庁舎における職員の盗撮行為であります。1 ページになります。

議案の概要です。

発見につきましては、本年 5 月 26 日、火曜日、午前 9 時 15 分頃、発見者は、美瑛消防署の次席の職にある職員となっております。設置されていた場所につきましては、美瑛消防庁舎の 3 階研修室の換気口のカバーとなっております。発見後、署長に報告があり、消防長と設置を確認しております。なお、設置されておりました機器につきましては、ウェブカメラとモバイルバッテリーとなっております。設置機器につきましては、撤去した後、消防長が保管しております。

また、設置者につきましては、ウェブカメラに内蔵されたマイクロ SD に記録されていた映像から判明しているところでございます。

なお、今回の事案に至った推定される経緯ではありますが、平成 27 年に発生したコンプライアンス違反による職員の処分、パワハラの手え、管理職職員のメンタル不調による長期休職を要因として、一部グループによる一部職員を排除する動きから職員間の軋

轢により、職員のグループが、

(6番(生出議員)「飛ばさないで書いてあるとお読みなさい。3行目から。」の声)

はい。長期休職を要因として、多数派グループによる一部職員を排除する動きから職員間の軋轢により職員のグループが2分され、それぞれが歩み寄る姿勢が見られない状態が解消されることなく、現在まで至っております。

メンタル不調の職員につきましては、昨年8月に復職しておりますが、職場の人間関係がストレスとなり、体調不良時に3階の研修室にいる状態が続いておりました。また、同様な職場のストレスにより、本年1月にメンタル不調で療養休暇を取得した意見を同じくする同僚も、研修室にいることが多々ある状況でありました。

一方で、多数派のグループは、日ごろから3階にいる職員を快く思っていない状態であり、今回カメラを設置した職員については、こちらのグループであります。このような人間関係から問題が発生していると推定されております。

また、今後の手続等の流れになりますが、2ページの3、また3ページのコンプライアンス委員会対応フローをご覧いただきたいと思っております。今回のコンプライアンス委員会は、美瑛消防署を管轄する主監の招集により開催されます。委員の構成につきましては、美瑛町主監、それと消防長、消防本部庶務課長、美瑛消防署長及び主監が必要と認める者となります。

コンプライアンス委員会の審議事項につきましては、コンプライアンスに関わる事案の対処に関する事、調査の必要において専門部会を設置、当事者の関係者への調査の実施等をそちらで審議いたします。また、コンプライアンスに関わる事案の再発防止に関する事、その他必要な措置についてとなっております。

次に、コンプライアンス委員会から管理者に審議結果が報告されます。その後、懲戒処分事案であれば、美瑛町の懲罰委員会に凶られることとなります。その後、懲罰委員会で決定された懲戒処分を、懲罰委員会から管理者に報告、管理者から任命権者である消防長に懲戒分限処分の決定が報告され、消防長から当事者、または関係者等に処分が発せられることとなります。

今回の事案につきましては、先ほども経緯で述べましたが、職場の人間関係の問題から発生していると推定され、審議結果の公平性、透明性を確保する必要があることから、利害関係のない第三者として弁護士に委員を委嘱し、参加していただくこととなったものです。今後、必要に応じて職員研修等再発防止策についても実施する予定となっております。以上で補正予算の報酬に関わる説明を終了させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) 6番生出です。今、推定される経緯ということで、ここに書か

れているのが、これと同じのを我が町の議員協議会でも配布させていただきました。やはりパワハラは未認定だとかね、少数派だとか、多数派だとか、それと1番最後のページの今回カメラを設置した職員については、多数派のグループである。

こういう報告書をこの議会に出せるものなんですね。という疑問視が出てきましてですね。こういうものは、美瑛町議会でやっていただけないのかと、逆に言うと、この一部事務組合全員をね、巻き込んだ形になるんだよね。美瑛で起きていることなんですよ。3町だったのが今増えていますよ。そこも含めてね、問題が広がってしまうのではないかと。また隠蔽すれと言ってるんじゃないですよ。皆さん方、努力しているのは分かるんだけど、そちらの組織の中で起きたのであれば、そちらの組織の中でももう少し努力してはどうですかと。また、こういう事件が起きてるなっていうのを全道展開で発表されるようなことで、果たしてこれ、人の命を守る消防の組織のありかたなんですかって、問われはしませんか。それで命守られるんですか、財産守られるんですかって、言われません。これ、書いたの逆に少数派の方ですか。以前、消防長にお伺いしましたよね。あなたはどちら派ですかって聞いたんだよ。あなた、自ら言いましたよね。私は少数派ですって。多数をまとめていくのが、消防長の役目じゃないですか。ぜひその点、もう少しここまで問題を持って来る前に、皆さん方、やるべきことがあったんじゃないかということで、多くの私が所属する議会の中では、750,000円出す必要ないという意見が大半だったんですよ。美瑛町の方で出せませんかという意見もありましたけど、管理者、その点どうお思いか、お聞きしたい。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) まず、今般の事案につきまして、その内容をどのような目的、意図があつてこのような行為に及んだのかということにつきましては、これから、まさに調査が始まるわけでございますけれども、現時点でこのような看過できない行為が発生してしまったということにつきましては、皆様に大変お騒がせをしまして、心からお詫びを申し上げます。再発防止に努めてまいりたいと存じるところでございます。

その上でございますけれども、今、議員からも隠蔽ではだめだというお話もございましたけれども、隠すことではない、透明性、公開の原則のもとで、今後の処分について検討していく、そういう必要があろうかという判断のもとでございます。

その中で、コンプライアンス違反ということでもございましたので、組合のコンプライアンス委員会の中で、まずこの件について話をさせていただく、その必要があろうかと思っております。そのため予算措置上、どうしても組合の予算の中でという形になってしましまして、こういう提案とさせていただきます。

もちろん、この中で公開性、透明性を持った調査をしていただく、今回、コンプライ

アンス委員会は、第三者の弁護士さんを入れなければいけないという規定ではございません。コンプライアンス委員会の要綱の中でメンバーが定められておりますけれども、その中で、事情がある場合は、第三者の弁護士を入れることができるという規定がございます。このことはですね、関係者、関係機関、あるいは上司だけではなくて第三者の公平な目を持って調査に当たってもらいたい。

そして、そこがその根底に職場内の何らかの問題があるのであれば、その問題、今回の行為そのものとは切り離して、職場に問題があるのであれば、その問題の是正も、正常化も、これから図っていかなければならない、そういうような思いもございまして、第三者である弁護士さんに入っていただくことにしたわけでございます。いずれにしましても、透明性を持って公平に公明正大に調査をし、それに基づいて、今後は、コンプライアンス委員会は、大雪消防組合でございますけれども、そのあと必要でありましては、美瑛町内の町の懲罰規定等に基づいて、その後の段階に入っていくわけでございますので、厳正に対処してまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) 6番生出です。今、いろいろ言われたんですけど、パワハラは訴えが、カッコ未認定って書いてあるんですね、これ知らされていないんですね。実際ね。パワハラは未認定があったから、証拠集めにこのカメラが設置されたのかということに受けとめながら、ここでいうカメラを設置した職員については、多数派のグループであると決めつけているんだよね。誰かわからないんでしょう、現段階では。そして、コンプライアンス委員会を開いてですよ、構成を見ると、消防長、消防署長でしょ、そういう方がコンプライアンス委員会をやるということになったら、そして、コンプライアンス委員会の中で必要と認めたときに弁護士を呼ぶと、弁護士はそこで第三者かもしれないけど、頼む方側に付くのが弁護士なんですよ。そしたら弁護士さんは、頼まれた人のために動くんですよ。それで、公正な判断を付けられますか。今、これ決めつけているのはどういう証拠に基づいて決めつけたのか。そこを聞かしてください。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) はい、議員ご指摘のパワハラは訴え未認定等々の結果につきましては、この後、消防長等からご説明詳しくさせていただきます。

大きな考え方といたしまして、まず、設置者については判明してございます。ただ、それは設置した一個人、一職員でございまして、そこにどのような意図、あるいは、他に仲間がいたのかどうか、そういう点につきましては、全くこれから調査が進められるという段階でございまして、まずその点は、ご理解いただきたいなと思います。

そして、コンプライアンス委員会の中の弁護士さんでございますけれども、誰かのどの立場の代弁、代理人として、関わって下さいというわけではなくて、調査そのものについて、第三者の目から行っていただきたいという依頼でございますので、どちら誰の弁護を行う代理人となるという形ではございません。そして、また、消防長、署長等がメンバーではないかというご指摘でもございますけれども、コンプライアンス委員会の中で、専門部会を設けると設けてもいいという規定がございます。その中で、もし、この部会の管理の件に関しまして、利害関係者がコンプライアンス委員会の委員に当たるなってしまうようなことがございましたら、専門部会におきましては、第三者利害関係のない第三者によって構成をし、そのメンバーによって調査を進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

(「はい、議長」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) すいません。パワハラの訴え未認定の部分についてご説明をさせていただきますと思います。

平成27年の対応でございますけれども、その当時ですね、職員全体会議を行っておりまして、全職員の聞き取り調査の後、当該者に対しての聞き取り調査等、指導、注意を行っております。その後、管理者による全職員への訓示を行い、管理者と管理職員の面談を行っております。

今回の盗撮行為においては、その行為自体がコンプライアンス違反になるものでありますので、通常はコンプライアンス委員会で調査報告し、懲罰委員会にかかる案件であれば、懲罰委員会の決定を受けて処分するという流れになりますが、この事案の対応につきましても、これまでの経過もありますので、第三者を入れたほうがいいという弁護士の助言によりまして、通常の流れに第三者を入れまして、公平性をより高めて、進めていきたいものでございますので、今回、第三者として弁護士を依頼するものでございます。

なお、コンプライアンス委員会は、今後の事案に対する調査方法やその内容を再発防止に向けた取り組みや研修等につきましても検討する委員会でございますので、今後の職場環境の改善に寄与するような委員会となるよう進めていき、消防組織としてのあるべき姿、健全な組織となるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに。

(6番「はい」の声)

一応3回ルールなんですよね。一応規程にあるんで。

(「はい」の声)

2番、鶴間議員。

○2番（鶴間松彦議員） 3点お伺いしたいと思います。まず、コンプライアンス委員会のことでございますけれども、前回の全員協議会で消防組合のですね、コンプライアンス委員会の資料をいただきました。それによりますと、第5条で次の委員をもって構成するということで、事案を管轄する主監、消防長、消防本部庶務課長、事案を管轄する署長、事案を管轄する副署長、事案を管轄する主監が必要と認めるものというふうになっております。

第2項で、前項に規定する委員で審議する事案に関して利害関係があるものについては、除くとあります。議員協議会でさまざま議論された中で、署長さん、あるいは消防長さんは、当事者であるということを言われました。そうすると、委員にはならないのではないですか。

それからさらに言いますと、平成27年から続いている事案だということでございました。平成27年にどなたから審議のための上申書が出されたけれども、主監のところまでストップして、長のところまでいっていないということが判明いたしまして、そのことを聞きましたら、もうその方々がないので、実はよくわからないという話でございました。

いずれにしても、そうすると、美瑛消防署の人事は、町の職員の人事に関係してきますから、そうしますと主監である副町長さんも、それに関わってくるのではないかと、そうなれば、本当にこのコンプライアンス委員会で、今、審議されようとしている事案が審議するのが適切なかどうかという比較の問題に関わってくるだろうと、私は思うんですね。カメラが設置された、そのことが悪いからコンプライアンス違反だと言うだけではなくて、そのカメラが設置された原因は27年ですか、平成27年のから始まった職員の軋轢から始まっているということでもありますから、そのカメラを設置したことを審議すれば必ず5年前の事案に遡って調べていかなければ、事実関係を明らかにしないだろうと思うんですね。

そうするとコンプライアンス委員会に載っているこれらの委員の方々の、大多数の方は委員にならないということではないでしょうか。私は第三者委員会を新たに設置して、そこで議論をするというのが適切でないかというふうに思いますけれども、いかがお考えでしょうか。お伺いしたいと思います。

2つ目です。その27年のことが雑誌や新聞で報道されたと、最近の雑誌でも出されたようでありますけれども、職員内部の問題、先ほど生出議員も言いましたけれども、そういう消防署員の内部の軋轢の問題が、町民の生命と財産を守る消防活動に影響するのではないかと懸念しております。実際に町民の方々からはそういう声があるのではないのでしょうか。もし聞いていればですね、是非そういう町民の方々の声をこの場でお聞かせいただきたいと思っております。

3つ目であります。生出議員もお話しされましたけれども、確かに、消防組合一部事務組合の問題でありますから、この議会で議論することは全然問題ないと思います。しかし、起こっているのは、美瑛消防署の内部で人事の問題から発展している問題だろうというふうに思います。

そうしますと、やはり美瑛町の議会さん、あるいは美瑛町の役場の中でも、きちっとした議論をしていく必要があるのではないかと思います。議会が違いますので、私どものほうから美瑛の議会さんでやってくださいというのはおこがましいと思います。越権行為と言われるかもしれませんが、そこのところはぜひ議長さんの采配でですね、現在の美瑛町の議会さんがどのようになっているのかお聞かせいただければ、大変参考になるかと思います。これ3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。再開します。

（「はい、議長」の声）

大庭署長。

○署長（大庭徳正君） ただいまの質問の利害関係に関してご説明させていただきます。

今回の盗撮事案に関して、3階の研修室に設置したカメラによる盗撮という形となっております。

なお、3階研修室に設置したカメラの撮影対象につきましては、3階で待機している職員が対象であり、消防長、署長が頻繁に3階研修室に出入りしているということもないことから対象ではないという判断をさせていただいております。

また、消防長、署長につきましては、職場の管理監督する立場であり、中立公正な判断に基づいて職務を遂行させていただいております。現段階におきましても、消防活動につきましては、以前と変わらず、町民に安心を届ける活動ができるよう推進しているところでございます。利害関係についての説明は以上とさせていただきます。

（管理者「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 補足をさせていただきます。利害関係が今の署長申した内容でございますけれども、職場の監督者がという立場もでございますので、関わらざるを得ない職場内の事案であり、その責任を負う管理職として関わらざるを得ない面があるのかなというふうに考えております。その上で、直接の利害関係、今回の事案の内容に関わるものでないというのが今の署長の見解でございました。

そういう立場で臨んでまいりたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、コンプライアンス委員会の中で専門部会という部会が立ち上げることが認められております。

まず、この大雪消防組合の中で起きた事案でございますので、組合の要綱に基づきま

して、コンプライアンス委員会を開かせていただきたいと存じます。その上で、1回目開くコンプライアンス委員会で委員として関わることが、あるいは専門部会委員として関わることが適任かどうかという判断を第三者の弁護士を含めて判断をいただき、専門部会に関しましては、なるべく、なるべくではないですね、完全なる、第三者、透明、公明正大な人員による調査を行っていきたいというふうに考えてございます。

2点目、生命と財産を守るということでございますけれども、雑誌等に出ていることは事実でございますし、先ほど説明、平成27年からとございましたが、ありますけれども、私の認識ではもっと前から美瑛消防署内の職員の中で軋轢が生じているというふうには認識をしているところでございます。そして、昨年、この職に就かせていただきましてからは、そのことが1番、まず解消しなければならない課題であるという認識のもと、生命と財産を守る消防だからこそ、1日も早い、いい職場の健全化を実現するため、それに向けて行動してきたつもりでございます。先ほど、美瑛署内の人事の問題ではないかということですが、問題、原因関係につきましては、これから、調査をすることでございますので、何がこの行為の直接の原因引き金になっているかについては、今後の調査を待ちたいと思います。議会対応につきまして、私からはお答えする立場ではないので、省略をさせていただきます。

○議長（佐藤晴観議員） 僕が答えるっていうのも、なんかですけど、一応、議会としてはですね、大雪消防組合っていうものの中にありますので、だからその美瑛消防署で起きていることは事実でありますけども、この先を議会で、もうまるっきり関係ないよっていうような、当然ありませんし、今日、傍聴議員が7人も来ていますんでそれはもちろん、どうこう、そのままスルーしてこの大雪消防組合に丸投げするっていうつもりは一切ありませんけれども、ただ、一応そこの組合の中の一つだっというところですね、ご理解をいただければと思っているところです。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 2番、鶴間議員。

○2番（鶴間松彦議員） そのコンプライアンス委員会の委員に適切かどうかということについて、この要綱から見るとどうもおかしいなと感じるんですね、今日、今、配られたね、全員協議会で配られたものと同じですけども、これを書かれたのは署長さんや、あれですよ。消防長さんですよ。この表現は間違いなく、いわゆる多数派グループに対するいわゆるその盗撮をした方に対する処罰をするという意味での提案ですから、そして、そのための弁護士を雇うということも提案ですから、当事者ですよ、まさにね。ですから、委員にするのは無理があるんじゃないですか。これで公平性が本当に保てるかどうか、普通に考えても、だれが考えてもちょっとおかしいなと思うんじゃないか、私は思うんですね。

角和管理者は、新たにお問い合わせする弁護士さんの意見を尊重して、適切かどうかということ、今後判断するというふうにおっしゃられましたので、是非ですね、ほんとに公平、公明正大な判断ができるように、お願いしたいなと思うんですね。

それから議会に大変申しわけありませんが、私たち同じ議会で集まっておりますけれども、美瑛の消防署さんで起こっていることについてはほとんど知りません。ですから、そういう意味では、よくご存じの美瑛町の議会の中で是非議論していただいてですね、両方共に公平盛大なですね、公平な判断ができるように担保していただきたいなと、そういうふうにも思っております。

先ほど質問した中でちょっとお答えいただかなかったんですけど、町民の方々はどのように思っておられるのか、もし把握されていたらですね、教えていただきたいと思えます。

(管理者「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） まず、コンプライアンス委員会、そして専門部会等でございますけれども、まず消防長、あるいは消防署長につきましては、現場の責任者として、今、美瑛消防署内、確かに軋轢あるのは事実でございます。その解消に向けて鋭意努力をしている最中でございます、そういう意味で関りが無いということはありません、正常化に向けた関りを常に日常的に行ってもらっているところでございます。関りが無い、あるかないかといえばありますけれども、中立的な立場で行っていると私はそういうふうにも判断をしているところでございます。

その上で、適任かどうかは改めてコンプライアンス委員会の中で判断をさせていただきますし、コンプライアンス委員会、専門部会が、公明正大な調査、審議を行われるよう、十分に注意をして指導してまいりたいと思っております。

町民の声でございますけれども、いろいろな声があるのかな、でも、私が直接聞こえるのは、美瑛消防署内、双方二つ、あるいは対立的な構造あります。その中で、それぞれの関わる方々から、こうじゃないのか、それじゃないのかという声を聞きますけれども、それはいずれも、どちらかの立場に立ったような考え方だなというふうにも受けとめております。さまざまな意見はございます。その中で、いかに生命と財産を守る消防本来の職務にもっていきけるかというのが私に課せられた責任であろうと感じております。いろいろな声を聞かせていただきながら、しかし、私としては中立な立場で厳正に対処してまいりたいというふうにも考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 2番、鶴間議員。

○2番（鶴間松彦議員） 最後の質問になります。署長さんたちは責任者であるから、必

要だというふうに管理者、今、言われましたけれども、逆に管理者であるからこそ、その調査される立場になるのではないのでしょうか。

コンプライアンス委員会の委員からですね、事情聞かれる立場にあるのではないのでしょうか。とすれば、やはり適さないだろうと、私は思うんです。今回はそういうことを含めて、750,000円の補正予算をどうということですが、私ども、先ほど言いましたように、もっと公平性によるために第三者委員会を作ったほうがいいのではないかと提案させていただきました。

そうすれば、750,000円で済まないかもしれない、必要な経費をきちっとした上で、確保した上で、私は第三者委員会に発展させていただいてですね、町民に分かるようないい判断をしていただきたいということを申し上げて、質疑を終わります。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) はい。コンプライアンス委員会メンバーにつきましては、繰り返しになってしまいますけれども、まず、組合の中の規定に基づいてコンプライアンス委員会を立上げさせていただきたいと考えてございます。

ただ繰り返しですけれども、その中で1回目開いて、誰が適任になるのか、利害関係に当たるのか、委員から排除されるべきでないのかということも含めて、そこから第1回目のコンプライアンス委員会で議論をしていただこうと思います。

その上で、どういう方々の専門部会が構成できるのかを考えてまいりたいと考えているところでございます。それで、今回のカメラを設置したという事案については、もちろん、これは時間かけて早急にその調査、または処分は終えなければいけないと思っておりますけれども、それと、別に、そのことが図られることで、美瑛消防署内の軋轢が解消できる、というふうにも思えない面もございます。

根本的には署内の人間関係、職場環境を整えていく、そのことが最も大事なことだろうと認識しております。そのために、その体制づくりのために第三者委員会、あるいはその他、直接利害関係でないほかの方々に関わっていただく、そういう場が必要であるということでございましたら、その体制づくりに向けて、進んでまいりたいというふうに考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

7番、八木議員。

○7番(八木幹男議員) 7番八木です。この本部の事案に対しまして他町の皆様に真剣な議論いただいたことを感謝申し上げます。まずこんなところではないかなと思っております。特にこちらの事案につきましては、多分長年かかってきた問題であろうという

ふうに理解しております。やはりここにつきましては、根っこにある部分は、やはり相互不信といいますか、その辺のところにあるんだろうとっております。

こちらの予算計上行きますと、項目は報酬ということで、コンプライアンス委員会に係る費用と記載されておられませんので、全員協議会でも、やはりこの1番重要視していただきたいと言われていることは、第三者委員会、こちらの設置がまず第1だろうということが全員協議会のときに、それぞれの町村の議員の方からいただいた意見であります。

やはりここを項目につきましては、報酬としか書いてないわけですから、やはりここをコンプライアンス委員会ということ限定するのではなく、第三者委員会、これがまず最優先すべき問題ではないかなとっております。その辺のところの費用計上の仕方はないのかどうかその辺のところをお伺いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。再開します。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） はい、八木議員さんから予算計上の面でご示唆いただきました。予算計上は、コンプライアンス委員会という規定にはなっていないので、そして、今日これだけ多くの議員の皆様から第三者委員会の方がよいのではないかなという指摘をいただいたところがございますので、あり方について、検討させていただきまして、第三者委員会という形も考慮しながら、考えたいと思っております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 7番、八木議員。

○7番（八木幹男議員） ところが、やはり何年前なんですけれども、私も消防の関係で、この件とは別件なのですが、盗聴という形でちょっと言葉悪いんですけれども、そういう録画、録音したものを聞かされて、はたしてこういったことはいいのかなという疑問を持ったことあったもんですから、やはりこの盗聴、盗撮、この辺のところはコンプライアンスはきっちりやるべきだと思っておりますが、現在の全体の部分を考えていくと優先順位からいくと、やはり第三者委員会、こちらが優先順位の高いのかなと、その中で、やはりコンプライアンスも欠かせない部分ですから、その辺のところ議論していただくということで、やはり優先順位という面ではやはり第三者委員会、この辺のところベターな状態かなと、ここを通しまして、やはりコンプライアンスもきっちり担保していくと、こういった形にしていくべきではないかなというふうなことを考えております。

（管理者「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） はい、ただいま八木議員さんから、過去に行われていたこともご紹介いただきましたけれども、本当に根は深いという認識しております。そのためにも、これを契機に、本当に美瑛署が健全な正しい組織になっていくよう、努めてまいりよう努力をしてまいります。その上で、重ねての第三者委員会というご指摘ございました。重く受けとめさせていただきまして検討させていただきたいと存じます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号「令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 密を避けるために、15時10分まで、休憩して換気します。休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### 日程第5 議案第2号「財産の取得について」

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第2号「財産の取得について」の件を議題とします。本件について、提案の理由を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 議案第2号、財産の取得について提案理由の説明をいたします。議案書7ページをお開きください。

取得する財産は、JA共済連北海道本部から寄贈を受けた美瑛消防署の高規格救急自動車にかかる架装部分及び資機材の装備品一式で、6月9日に車両本体の指定業者である、札幌トヨタ自動車株式会社による1社見積もり合わせを執行しているところです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号「財産の取得について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6 議案第3号「財産の取得について」

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第6、議案第3号「財産の取得について」の件を議題とします。本件について、提案の理由を求めます。

(「はい、消防長」の声)

東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 議案第3号、財産の取得について提案理由の説明をいたします。議案書8ページをお開きください。

取得する財産は、老朽化により更新となる東川消防団の消防ポンプ自動車1台で、5月22日に入札を執行し、仮契約を交わしているところです。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号「財産の取得について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第4号「財産の取得について」

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第4号「財産の取得について」の件を議題とします。本件について、提案の理由を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 議案第4号、財産の取得について提案理由の説明をいたします。議案書9ページをお開きください。

取得する財産は、老朽化により更新となる東神楽消防団の消防ポンプ自動車1台で、4月22日に入札を執行し、仮契約を交わしているところです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第4号の件を採決します。議案第4号「財産の取得について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第5号「財産の取得について」

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第8、議案第5号「財産の取得について」の件を議題とします。本件について、提案の理由を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 議案第5号、財産の取得について提案理由の説明をいたします。議案書10ページをお開きください。

取得する財産は、小型動力ポンプ付水槽車の老朽化により更新となる当麻消防署の水槽付消防ポンプ自動車1台で、5月12日に入札を執行し、仮契約を交わしているところです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第5号の件を採決します。議案第5号「財産の取得について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第6号「財産の取得について」

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第9、議案第6号「財産の取得について」の件を議題とします。本件について、提案の理由を求めます。

(「はい、消防長」の声)

東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 議案第6号、財産の取得について提案理由の説明をいたします。議案書11ページをお開きください。

取得する財産は、経年劣化による当麻消防団の全団員用防火衣115着を一括更新整備するもので、5月12日に入札を執行し、仮契約を交わしているところです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第6号の件を採決します。議案第6号「財産の取得について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第7号「財産の取得について」

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第10、議案第7号「財産の取得について」の件を議題とします。本件について、提案の理由を求めます。

(「はい、消防長」の声)

東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 議案第7号、財産の取得について提案理由の説明をいたします。議案書12ページをお開きください。

取得する財産は、老朽化により更新となる愛別消防署の水槽付消防ポンプ自動車1台で、4月27日に入札を執行し、仮契約を交わしているところです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第7号の件を採決します。議案第7号「財産の取得について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 報告第1号「令和元年度大雪消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第11、報告第1号「令和元年度大雪消防組合一般会計繰

越明許費繰越計算書について」の件を議題とします。本件について、提案の理由を求めます。

(「はい、消防長」の声)

東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 報告第1号、令和元年度大雪消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。議案書13ページをお開きください。

当麻消防署で、2月より研修を開始した、救命救急士の気管挿管病院実習及び落雷により罹災した消防庁舎の家用発電機取替工事について、年度内に事業完了とならず令和2年度に繰り越したため、当該事業の繰越計算書を報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

計算書は、14ページになります。第3款消防費、第6項当麻消防費、事業名、職員研修事業300,000円、庁舎整備事業15,653,000円、合計15,953,000円。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号の件は、報告を終わります。

---

#### 閉会宣言

---

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。したがって、本臨時会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、令和2年第1回大雪消防組合議会臨時会を閉会します。

---

#### 閉会挨拶

---

○議長(佐藤晴観議員) お疲れさまでした。僕は今も消防団員でして、1班長なんです

けど、何かずっと昔から、昔からといっても10年、15年ぐらいたっていると思うんですね、団員になって、それで言葉悪いですけど、この少数派って言われる人たちとか、多数派って言われる人の歳の近い人たちとは、接してきているんですけど、当然、そのどっちも家族とか、もういろいろ当然面識はありますね。いろいろずっと27年っていう言われる以降、何かいろんな所で、どうにかならないのかとか、こうなんだよとかっていろいろ聞いて、何かずっとなんかその聞いた時は、そうなんだそれはどうもなんね、なんて思うんですけどね。でも、やっぱり人間で、どうしても自分の都合のいいほうに話すっていうところもあると思うんですけど、でもどっちもどっちで苦しいなっていうのも知っていますし、27年ごろにあったパワハラっていうところも署員たちだけじゃないパワハラもあつたりとかもするんですね。だから、なかなか本当にいろんなことで、根深いものっていうか、人の恨みって言っちゃあれですけど、そういう部分で、ちょっと、ちょっとが積み重なって、どんどん悪い方向に進んでしまつて、いつまでたつても解消できないでいるのかなっていうふうに感じているところです。何とか解決できることを願うところでもありますし、僕は今、先ほど4回目手を上げられませんよつて言った生出さんの恨みをずっと背負いながら生きてこの消防議会やらなきゃいけないのかなって思っているところでした。お疲れ様です。

午後3時32分 閉会

以上のとおり相違ないことを証するため、会議の様様をここに記し、ここに署名する。

大雪消防組合議会

議 長 佐 藤 晴 観

---

5 番 議 員 伊 藤 一 乗

---

13 番 議 員 佐 藤 康 則

---